第26回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
連結株主資本等変動計算書
連結計算書類の連結注記表
株主資本等変動計算書
計算書類の個別注記表

（2021年３月１日から2022年２月28日まで）

株式会社ＤＤホールディングス

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス https://www.dd-holdings.com/）に掲載することにより株主の皆様に提供しております。

業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びにその他業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備に関する「内部統制システムに関する基本方針」を以下のとおり制定しております。(直近では、2020年４月14日付けで一部改正を行っております。)

なお、上場子会社に対しては、その上場会社としての資質に配慮し適切に運用してまいります。

① 当社並びに子会社の取締役及び従業員の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社は、グループの経営理念及び行動規範に基づき、法令・定款の遵守はもとより、不正や反社会的な企業行動をとらないという姿勢を堅持し、あくまでも社会の公器としてふさわしい公正な企業間競争に徹する。

ロ. 当社は、持株会社として、グループ全体の内部統制システムの整備、運用、定着、維持、改善、グループ全体の経営戦略の策定、グループ内監査の実施、子会社に対するモニタリング、資金の一括調達などを通じてグループ経営を推進し、コーポレート・ガバナンスを強化する。

ハ. 当社は、「内部者取引管理規程」に基づき、ディスクロージャーの迅速性、正確性、公平性を図るとともに、株主・投資家等に対する説明責任を継続的に果たし、企業活動の透明性を高める。

ニ. 当社は、グループ内部監査部門を設置し、「内部監査規程」に基づき、当社グループの内部統制システムに関する監査を実施する。

ホ. 当社は、「内部通報規程」に基づき、法令及び企業倫理に違反する行為についての通報や相談に応じるため、通報者を保護するグループの内部通報制度を設け、違反行為の早期発見と是正及び再発防止に努めるとともにコンプライアンスを徹底する。

ヘ. 当社の監査役は、その独立した立場から、コンプライアンス推進体制の整備、内部通報制度の運用状況、インサイダー取引の未然防止等を含め、当社の取締役及び執行役員並びに子会社の取締役等の職務執行を監査する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 取締役の職務の執行に係る情報については、関係規程及び法令に基づき、各部門が適切に整理、保管、廃棄を管理する。

ロ. グループ内部監査部門は、「文書管理規程」に定める当社の文書保管責任者と連携のうえ、文書等の保管及び管理状況を監査する。

③　子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

イ．子会社の経営上の重要事項に関しては、子会社との間で合意した「関係会社管理規程」又は「海外関係会社管理規程」に基づき、当社の事前承認又は当社への報告を求めるとともに、当社の各種会議体への付議事項を定めた規程に基づき、当社の取締役会等において審議する。

ロ．当社は、取締役会議事録、回議書その他職務の執行に係る情報を関係規程及び法令に基づき適切に記録、整理、保管、廃棄する。

ハ．当社は、「経営会議規程」「稟議規程」その他の当社グループに係る規程に基づき、子会社の取締役及び従業員の職務の執行に係る事項の報告を受ける。

ニ．当社の取締役及び監査役は、その職務執行の必要に応じて、文書（電磁的な情報を含む。以下、本項においては同じ。）を直接閲覧・謄写することができることとし、当社の取締役及び監査役から要求があるときは、当社の文書保管責任者はその閲覧・謄写の請求に速やかに応じて、文書を提出し、閲覧に供する。

④　当社及び子会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．予算制度等により資金を適切に管理するとともに、稟議制度等により所定の権限及び責任に基づいて業務及び予算の執行を行う。重要案件については、当社及び子会社の取締役会や各種会議体への付議基準を定めた規程に基づき、適切に付議する。

ロ．当社及び子会社における損失の危険の管理については、「危機管理規程」に基づき、当社の取締役及び執行役員並びに子会社の取締役等を中心として、当社及び子会社の各部門において、危機事案に対する監視・把握を継続的に行い、常時意識を高めることにより、危機管理体制の充実を図る。

ハ．当社及び子会社は、「リスクマネジメントの基本方針」に準拠した「危機管理規程」「経営会議規程」に基づき、経営会議内に危機管理部会を置き、当社の取締役及び執行役員並びに子会社の取締役等への危機事案の管理状況の報告・検討を継続的に行い、潜在する危機事案に対する情報の抽出と評価を実施することにより、予め危機事案の回避に努めるとともに、危機事案の発生時の対応等を定める。

ニ．当社及び子会社は、社内外で想定される将来の危機事案を分析・整理し、当社及び子会社の各部門において、対策を事前に講じることにより、危機管理体制の更なる強化を図る。

ホ．当社及び子会社は、「非常災害対策本部要綱」により、地震、津波、台風その他大規模な天災地変、戦災、暴動、その他会社の事業継続に重大な影響を及ぼす又は及ぼす恐れのある事態が生じた際の損失拡大を防止するため、迅速かつ適切な情報伝達と緊急時対応の体制を整備するとともに、復旧策、再発防止策を講じる。

⑤　当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．当社及び子会社の取締役会は、法令及び「取締役会規程」で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行を監督する。

ロ．当社及び子会社は、執行役員制度を採用し、業務執行の権限及び責任を大幅に委譲することにより、取締役会は業務執行の監督を主とする。執行と監督の分離により、効率的な業務執行と監督機能の強化を図る。

ハ．当社及び子会社は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の社内規程に基づく職務権限・意思決定ルールにより適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を整備する。

⑥　当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．原則として、当社の取締役及び従業員が子会社の取締役若しくは監査役として就任し、子会社における業務の適正性を監督できる体制とする。また、当社は子会社の内部統制に関する部門を設置し、子会社との内部統制に関する協議、情報の共有化、指導、助言の伝達等が効率的に行われるシステムを構築する。なお、子会社に対しては、当社のグループ内部監査部門及び監査役・監査役会が直接監査を実施できる体制とし、当社及び子会社の代表取締役に直接報告される体制とする。

ロ．当社及び子会社間取引においては、「関係会社管理規程」「海外関係会社管理規程」「業務分掌規程」、法令及びその他の社会規範に則り適切に行う。

ハ．当社及び子会社は、当社グループの経営方針に基づき、方針と施策につき綿密な協議を行い、互いに合意した経営計画に沿った企業経営を行う。また、当社は子会社の業務執行状況を適宜検討し、「関係会社管理規程」又は「海外関係会社管理規程」に基づく合議・承認事項については、適切な対応を行う。

⑦　当社の監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員の当社の取締役からの独立性及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する体制

イ．当社は、グループ内部監査部門を設置し、監査役と定期的に連絡会議を開催するなど、監査役の監査が一層効果的かつ効率的に実施できる体制を整備する。

ロ．当社は、監査役会からの要請があった場合に専門スタッフを置くこととし、その人事等については、取締役と監査役が協議のうえ決定する。また、職務の遂行等については、取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性の確保に留意する。

⑧　当社の監査役への報告をするための体制及び報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ．当社の取締役及び従業員並びに子会社の役員及び従業員（これらの者から報告を受けた者を含む。以下、本項においては同じ。）は、職務執行に関して重大な法令・定款違反若しくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告する。

ロ．当社の取締役及び従業員並びに子会社の役員及び従業員は、当社の監査役の要請に応じて業務の執行状況を報告する。

ハ．当社の監査役は、職務の遂行に必要な情報について、当社の取締役及び従業員並びに子会社の役員及び従業員に対して、常時直接説明を求めることができる。

ニ．当社グループの内部通報制度とその窓口の適切な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス推進体制の実効性を損なう問題について、当社の監査役への迅速かつ適切な報告体制を確保する。

ホ．上記イ．及びロ．の報告並びにハ．の説明をした者に対しては、当該報告又は説明を理由として、いかなる不利な取扱いもしてはならないことに留意する。また、当社グループの内部通報制度においても、内部通報をしたことを理由として、いかなる不利な取扱いもしてはならないことを規定し、適切に運用する。

⑨　その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役会は、「監査役監査基準」に基づき、当社及び子会社の代表取締役と定期的に会合をもち、当社が対処すべき課題、当社及び子会社の監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題について意見交換し、代表取締役との相互認識を高めることに努める。また、当社の監査役は、当社並びに子会社の取締役会及び経営会議の他、意思決定の過程、執行状況の把握のために適宜部会等の会議に出席することができる。加えて、必要に応じて会計監査人、グループ内部監査部と相互に緊密に連携する体制を確保し、さらに当社の監査役が顧問弁護士、公認会計士、コンサルタント、その他外部の有識者を活用することができる体制も整える。

⑩　財務報告の信頼性を確保するための体制

イ．代表取締役は、連結財務諸表を構成する当社及び当社の子会社の財務報告の信頼性を確保するために、取締役会が定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき財務報告に係る内部統制を整備、運用、評価し、その状況を定期的に報告するとともに、内部統制報告書を提出する。

ロ．グループ内部監査部門は、内部統制評価を通じ、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況（不備及び不備の改善状況を含む。）を把握、評価し、それを代表取締役及び監査役に報告する。

ハ．監査役は、業務監査の一環として財務報告に係る内部統制の整備・運用に係る取締役の職務執行状況を監督する。また、会計監査人の行う会計監査の方法と結果の相当性の監査を通じて、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況を監査する。

⑪　当社の監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する体制

当社の監査役の職務の執行について生ずる費用等の請求の手続きを定め、当社の監査役から前払い又は償還等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従い、これに応じる。

⑫　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

イ．当社及び子会社は、反社会的勢力との一切の関係を排除し、これら反社会的勢力からの不当要求に対しては、法的対応を含め毅然とした対応を行い、当社並びに子会社の役員及び従業員に対してその徹底を図る。

ロ．反社会的勢力との関係を遮断するため、取引契約に「反社会的勢力排除条項」を定め、相手が反社会的勢力であることが判明した場合には、関係を速やかに解消する取り組みを行う。

ハ．反社会的勢力から不当要求を受けた場合の対応部署は人事総務部門とし、当社並びに子会社の役員及び執行役員を中心として、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、組織的に対応する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての当事業年度の運用状況の概要は以下のとおりであります。

1．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合し、効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、定例取締役会を毎月開催するほか、必要に応じて適宜臨時開催することで、法令及び社内規程に従った重要な業務執行を決議によって決定し、各取締役の業務執行の状況に関する詳細な報告を受けることにより、経営環境の変化に迅速な意思決定ができるように努めました。また、「取締役会規程」「経営会議規程」に基づき、取締役会の専決事項を除く経営上の重要事項については経営会議において決議を行い、意思決定の迅速化と効率性の向上を図りました。

2．コンプライアンス体制

当社は、「コンプライアンス規程」及び「経営会議規程」に基づき、経営会議内に「コンプライアンス部会」を置き、社内のコンプライアンス遵守の状況を定期的に確認することにより、未然の防止、早期の発見及び解決、再発防止を継続的に図るとともに、専門家を招いてのインサイダー取引についての研修をするなど、コンプライアンス教育として法令の遵守に関する研修を実施することにより、役員及び従業員へのコンプライアンス意識の浸透、定着及び向上を図りました。

また、当社は「内部通報規程」に基づき、法令及び企業倫理に違反する行為についての通報や相談に応じるため、通報者を保護するグループの内部通報制度を設け、違反行為の早期発見と是正及び再発防止に努めるとともにコンプライアンスを徹底しております。なお、通報のあった事項については、迅速かつ適切な対応と監査役への定期的な報告を行いました。

3．インサイダー情報管理体制の強化

当社は、インサイダー情報管理等の強化の観点を踏まえ、インサイダー情報に接する可能性の高い管理部門の従業員から「秘密保持に関する誓約書」を取得するとともに、従前のインサイダー情報管理に関する規程類を「内部者取引管理規程」として統合し、より確認しやすいものとすることでインサイダー情報管理体制の強化を図りました。

4．危機管理体制
　当社は、「危機管理規程」及び「経営会議規程」に基づき、経営会議内に「危機管理部会」を置き、監視及び把握すべき危機事案に対する管理状況を報告し、未然防止、早期発見と早期解決、再発防止を図りました。また、災害発生時の対応について、従業員に対する安否確認の訓練を定期的に実施し、周知徹底を図りました。

5．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
　当社は、株主総会議事録、取締役会議事録及び計算書類等について、法令の定めに基づく各種規程にて保存期間を設定し、情報の適切な保存及び保管を行いました。

6．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
　子会社の経営管理は、「業務分掌規程」及び「関係会社管理規程」並びに「海外関係会社管理規程」に基づき、当社の管理部門が子会社の経営管理体制を整備及び統括するとともに、当社の取締役及び従業員を子会社の取締役若しくは監査役へ派遣し、子会社における業務の適正性を監督しました。また、グループ内部監査部による子会社への内部監査を実施し、業務の適正性を確保しました。

7．当社の監査役の職務執行について生ずる費用等の処理
　当社は、当社の監査役の職務遂行について生ずる費用の前払い又は償還について、所定の手続きに従い、適切な運用を行いました。

8．監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
　当社の監査役は、監査役会が定めた「監査役監査基準」及び「内部統制システムに係る監査の実施基準」等に従い、取締役会、経営会議その他重要会議に出席し、稟議案件の審議、重要情報及び問題点の報告を受けた上で、経営業績の分析、対策及び評価を検討することにより、職務遂行を監督並びに法令及び定款等への適合性を確保し、監査の実効性の向上を図りました。
　また、会計監査人、グループ内部監査部など内部統制に係る組織と必要に応じて情報交換を行い、内部統制システム全般をモニタリングすることにより、効率的な運用についての助言を行うとともに監査の実効性の向上を図りました。

9．反社会的勢力排除の体制

新規取引先に対しては、反社会的勢力への該当の有無を事前に調査し、継続取引先に対しても同様の調査を年１回実施しましたが、当事業年度においては反社会的勢力に該当する取引先は確認されませんでした。また、取引契約では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には契約を解除できる「反社会的勢力排除条項」を明記するとともに、役員及び従業員の入社時には反社会的勢力との関わりを持たない旨の「誓約書」を提出することにより、反社会的勢力の排除に向けた体制の実効性の向上とその徹底を図りました。

連結株主資本等変動計算書

（2021年３月１日から
2022年２月28日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	993	961	△3,001	△71	△1,118
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	2,939	2,939			5,879
減資	△3,832	3,832			―
連結範囲の変動			118		118
親会社株主に帰属する当期純損失			△354		△354
その他			△1		△1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	△893	6,772	△237	―	5,641
当期末残高	100	7,733	△3,238	△71	4,522

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	7	125	132	9	674	△301
連結会計年度中の変動額						
新株の発行						5,879
減資						―
連結範囲の変動						118
親会社株主に帰属する当期純損失						△354
その他						△1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△23	△109	△133	△4	38	△99
連結会計年度中の変動額合計	△23	△109	△133	△4	38	5,542
当期末残高	△16	16	△0	5	713	5,240

（注）記載金額はいずれも、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1．継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

（1）連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

・連結子会社の数	12社
・主要な連結子会社の名称	株式会社ダイヤモンドダイニング 株式会社エスエルディー 湘南レーベル株式会社
・連結の範囲の変更	連結子会社であったDiamond Dining International Corporationは2021年８月に同社の全株式を譲渡したため、連結の範囲から除外しております。 また、2021年10月１日に連結子会社であった株式会社バグースは当社の連結子会社である株式会社ダイヤモンドダイニングを存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

② 非連結子会社の状況

・非連結子会社の数	１社
・非連結子会社の名称	株式会社ＤＤプラス
・連結の範囲から除いた理由	株式会社ＤＤプラスは小規模会社であることから、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

（2）持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社

該当事項はありません。

② 持分法を適用した関連会社

該当事項はありません。

・持分法適用範囲の変更　持分法適用の関連会社であった株式会社ゼットンの保有株式の一部を譲渡したため、持分法適用の範囲から除外しております。

③ 持分法を適用しない非連結子会社

・非連結子会社の名称　株式会社DDプラス

・持分法を適用しない理由　非連結子会社は、親会社株主に帰属する当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

④ 持分法を適用しない関連会社

・関連会社の名称　株式会社土佐社中

・持分法を適用しない理由　関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

（3）連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、合同会社CHEER、Diamond Dining Singapore Pte.Ltd.、及びDiamond Dining Macau Limitedの決算日は2021年12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

また、湘南ファンド第１号特定目的会社の当期の決算日は2021年９月30日、合同会社ホテルバンクの当期の決算日は2021年３月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、湘南ファンド第１号特定目的会社、合同会社ホテルバンクについては連結決算日で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

（４）会計方針に関する事項

①　重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

・その他有価証券

時価のあるもの　当連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの　移動平均法による原価法を採用しております。

ロ．たな卸資産

販売用不動産　個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

商品､原材料及び貯蔵品　最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

②　重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）　当社及び国内連結子会社は定率法を、在外連結子会社は定額法を採用しております。

ただし1998年４月１日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　２～34年

工具、器具及び備品　２～20年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）　定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

ハ．リース資産　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

ニ．長期前払費用　定額法を採用しております。

③　重要な繰延資産の処理方法

・開業費　開業の時から５年間で均等額を償却する方法を採用しております。

④　重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．株主優待引当金　株主優待制度に伴う費用に備えるため、翌連結会計年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

⑤　重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑥　のれんの償却方法及び償却期間

のれん及びのれん相当額の償却については、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたり、定額法で処理しております。

⑦　その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

・消費税等の会計処理　　税抜方式を採用しております。

（５）表示方法の変更

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年３月31日）を当連結会計年度から適用し、連結注記表に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3．会計上の見積りに関する注記

（1）固定資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

（単位：百万円）

	当連結会計年度
店舗等に係る固定資産	13,198
全社に係る固定資産	94
減損損失	495

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ．当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社は、各店舗等を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としており、減損の兆候がある店舗等について、割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。回収可能価額は店舗等の使用価値により測定され、使用価値がマイナスとなった場合には回収可能価額を零として算出しております。

ロ．当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

店舗等の継続的使用によって生ずる将来キャッシュ・フローは、取締役会で承認された予算に基づき算定しております。翌期の予算は、外部及び内部の情報を踏まえ、消費動向は徐々に回復し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は2022年９月には概ね収束していくと仮定を置いております。また、その後の期間については、資産グループが直面する市場動向等の外部要因に関する情報や過去の実績、事業の成長性等を考慮した売上高見込みや、売上原価低減活動の成果を含む営業利益等の仮定を使用して将来キャッシュ・フローの見積りを行っています。

ハ．翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定については、見積りの不確実性が存在するため、キャッシュ・フローの実績が見積金額と乖離する可能性があります。また、新型コロナウイルス感染症の収束の遅れなどにより店舗等の収益が悪化した場合、翌連結会計年度において新たに減損の兆候が識別され、減損損失を計上する可能性があります。

（２）繰延税金資産の回収可能性

①　当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

（単位：百万円）

	当連結会計年度
繰延税金資産	1,797

②　識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ．当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 2018年２月16日）に定める会社分類に基づき、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより、当連結会計年度における将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金のうち、将来の税金負担額を軽減することができる範囲内で繰延税金資産を計上しております。

ロ．当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

課税所得の見積りは、取締役会で承認された予算に基づき、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り算定しています。翌期の予算は、外部及び内部の情報を踏まえ、消費動向は徐々に回復し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は2022年９月には概ね収束していくと仮定を置いております。また、その後の期間については、当社及び事業会社である各社が直面する市場動向等の外部要因に関する情報や過去の実績、事業の成長性等を考慮した売上高見込みや、売上原価低減活動の成果を含む営業利益等の仮定を使用して課税所得の見積りを行っています。

ハ．翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定については、見積りの不確実性が存在するため、課税所得の実績が見積金額と乖離する可能性があります。また、新型コロナウイルス感染症の収束の遅れなどにより各社の収益が悪化した場合、翌連結会計年度において繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

（3）のれんの減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

（単位：百万円）

	当連結会計年度
のれん	2,942

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ．当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループは、戦略的施策の一環として、国内をベースに買収・出資等を実施しており、これらの企業結合取引により生じた対象会社の超過収益力を、のれんとして連結貸借対照表に計上しております。のれんの減損の兆候の識別、減損損失の認識の判定及び測定は、対象会社ごとに資産のグルーピングを行っております。

減損の兆候があると識別された対象会社については、残存償却期間に対応した対象会社から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額とのれんの帳簿価額とを比較し、前者が後者を下回る場合には、のれんの減損損失を計上しております。

ロ．当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローは、取締役会で承認された予算に基づき算定しております。翌期の予算は、外部及び内部の情報を踏まえ、消費動向は徐々に回復し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は2022年９月には概ね収束していくと仮定を置いております。また、その後の期間については、対象会社が直面する市場動向等の外部要因に関する情報や過去の実績、事業の成長性等を考慮した売上高見込みや、売上原価低減活動の成果を含む営業利益等の仮定を使用して将来キャッシュ・フローの見積りを行っています。

ハ．翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定については、見積りの不確実性が存在するため、キャッシュ・フローの実績が見積金額と乖離する可能性があります。また、新型コロナウイルス感染症の収束の遅れなどにより対象会社の収益が悪化した場合、翌連結会計年度において新たに減損の兆候が識別され、減損損失を計上する可能性があります。

4．連結貸借対照表に関する注記

（1）担保に供している資産及び担保に係る債務

金融機関からの借入金の担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。

① 担保に供している資産

現金及び預金	1,380百万円
売掛債権	351百万円
未収入金	79百万円
流動資産「その他」	12百万円
投資有価証券	633百万円
土地・建物	980百万円
差入保証金	4,410百万円
計	7,849百万円

② 上記に対応する債務

一年内返済予定の長期借入金	309百万円
長期借入金	11,715百万円
計	12,025百万円
（うちノンリコースローン）	（2,140百万円）

（注）上記のほか、長期借入金（一年内返済予定の長期借入金を含む）の担保として当社が保有する連結子会社株式及び優先出資持分を差し入れております。
また、長期借入金（一年内返済予定の長期借入金を含む）の担保として連結子会社が保有する信託受益権、優先出資持分及び匿名組合出資持分を差し入れております。

（2）有形固定資産の減価償却累計額

減価償却累計額	12,252百万円

（3）財務制限条項

当社グループは、当連結会計年度末における連結純資産の金額が一定水準を下回ったこと等により、シンジケートローン及び一部の借入契約における財務制限条項に抵触している状況にありますが、金融機関からは期限の利益喪失の権利行使を行わないことについて承諾を得ております。

5．連結株主資本等変動計算書に関する注記

（1）発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	16,717,820株	1,724,900株	―株	18,442,720株
A種優先株式	―株	50,000株	―株	50,000株

（注）1．普通株式の発行済株式の増加1,724,900株は、新株予約権の行使によるものであります。
2．A種優先株式の発行済株式の増加50,000株は、有償第三者割当の新株の発行による増加であります。

（2）自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	338,751株	―株	―株	338,751株

（3）剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2022年５月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

- 株式の種類　A種優先株式
- 配当の原資　利益剰余金
- 配当金の総額　０百万円
- １株当たり配当額　10円96銭
- 基準日　2022年2月28日
- 効力発生日　2022年5月30日

（4）当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　1,000,000株

6．金融商品に関する注記

（1）金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、安全性の高い短期的な預金等に限定して運用しております。また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び社債等により調達する方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとに回収期日及び残高を管理することにより、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

差入保証金は、主に店舗の賃貸借契約に伴うものであり、預託先の信用リスクに晒されておりますが、定期的に取引先の財務状況等を把握しております。

営業債務である買掛金・未払金及び未払費用は、1年以内の支払い期日であり、流動性リスクに晒されておりますが、適時に資金繰計画を作成、更新するなどの方法により管理しております。

借入金及び社債の使途は運転資金及び設備投資等の資金の調達を目的としたものであり、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。このうち一部は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されておりますが、支払金利の変動を定期的にモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

（２）金融商品の時価等に関する事項

2022年２月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注２）参照）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	8,353	8,353	―
（２）信託預金	103	103	―
（３）売掛金	483	483	―
（４）未収入金	4,378		
貸倒引当金	△11		
	4,367	4,367	―
（５）投資有価証券	671	671	―
（６）差入保証金	2,592	2,568	△23
資産計	16,571	16,548	△23
（７）買掛金	385	385	―
（８）短期借入金	6,293	6,293	―
（９）未払金	3,109	3,109	―
（10）未払費用	970	970	―
（11）長期借入金（一年内返済予定の長期借入金含む）	16,455	16,473	17
（12）リース債務（一年内返済予定のリース債務含む）	160	155	△4
（13）社債	100	100	0
負債計	27,473	27,487	14

（注１）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

（１）現金及び預金、（２）信託預金、（３）売掛金、（４）未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（５）投資有価証券

上場株式は、取引所の価格によっております。

（６）差入保証金

差入保証金は、その将来のキャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（7）買掛金、（8）短期借入金、（9）未払金、（10）未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（11）長期借入金（一年内返済予定の長期借入金含む）、（12）リース債務（一年内返済予定のリース債務含む）

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

（13）社債

社債の時価については、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて算定する方法によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

区分	当連結会計年度末 （2022年２月28日現在）
非上場株式(※１)	262
差入保証金(※２)	1,963

（※１）市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（５）投資有価証券」には含めておりません。

（※２）返済期限が確定していない差入保証金は、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（６）差入保証金」には含めておりません。

７．１株当たり情報に関する注記

（１）１株当たり純資産額　△26円41銭

（２）１株当たり当期純損失　20円21銭

株主資本等変動計算書

（2021年３月１日から
2022年２月28日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	993	983	―	983	0	938	939
事業年度中の変動額							
新株の発行	2,939	2,939	―	2,939			
資本金からその他資本剰余金への振替	△3,832		3,832	3,832		―	―
資本準備金からその他資本剰余金への振替		△3,897	3,897	―		―	―
当期純損失						△934	△934
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	△893	△958	7,730	6,772	―	△934	△934
当期末残高	100	25	7,730	7,755	0	3	4

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△71	2,843	4	4	7	2,854
事業年度中の変動額						
新株の発行		5,879				5,879
資本金からその他資本剰余金への振替		―				―
資本準備金からその他資本剰余金への振替		―				―
当期純損失		△934				△934
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			△23	△23	△4	△28
事業年度中の変動額合計	―	4,944	△23	△23	△4	4,916
当期末残高	△71	7,788	△19	△19	2	7,771

（注）記載金額はいずれも、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1．継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（1）資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ．子会社株式　　移動平均法による原価法を採用しております。

ロ．その他有価証券

時価のあるもの　　当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの　　移動平均法による原価法を採用しております。
投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎として、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② たな卸資産

原材料及び貯蔵品　　最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

（2）固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）　　定率法を採用しております。
ただし、1998年４月１日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物　　６～15年
工具、器具及び備品　２～８年

② 無形固定資産（リース資産を除く）　　定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

③ リース資産　　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用　　定額法を採用しております。

（3）引当金の計上基準

① 貸倒引当金	債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
② 株主優待引当金	株主優待制度に伴う費用に備えるため、翌事業年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

（4）外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（5）その他計算書類作成のための基本となる事項

・消費税の会計処理	税抜方式を採用しております。

（6）表示方法の変更

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年３月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

3．会計上の見積りに関する注記

（1）関係会社投融資の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

（単位：百万円）

	当事業年度
関係会社株式	7,224
関係会社出資金	1,809
関係会社貸付金	12,382
関係会社貸付金に係る貸倒引当金	△158
関係会社株式評価損	406

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ．当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社は純粋持株会社であり、当事業年度の貸借対照表に計上されている関係会社株式及び関係会社出資金は、事業を営む子会社の株式または出資金であります。関係会社株式及び関係会社出資金については、取得原価を貸借対照表価額としており、当該関係会社の財務状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、将来利益計画に基づき、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理を実施しております。また、関係会社への貸付金については債務者の財政状態等に応じて回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。

ロ．当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

関係会社株式及び関係会社出資金の回復可能性、関係会社貸付金の回収可能性については、取締役会で承認された予算に基づき検討を行っております。翌期の予算は、外部及び内部の情報を踏まえ、消費動向は徐々に回復し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は2022年９月には概ね収束していくと仮定を置いております。また、その後の期間については、各社が直面する市場動向等の外部要因に関する情報や過去の実績、事業の成長性等を考慮した売上高見込みや、売上原価低減活動の成果を含む営業利益等の仮定を使用して将来利益計画の見積りを行っています。

ハ．翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定については、見積りの不確実性が存在するため、実績が見積金額と乖離する可能性があります。また、新型コロナウイルス感染症の収束の遅れなどにより各社の収益が悪化した場合、翌事業年度において関係会社株式及び関係会社出資金の回復可能性、関係会社貸付金の回収可能性がないと判断され、関係会社株式の減損処理または関係会社貸倒引当金の計上が必要となる可能性があります。

（2）繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

（単位：百万円）

	当事業年度
繰延税金資産	306

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表　3．会計上の見積りに関する注記（2）繰延税金資産の回収可能性」に記載した内容と同一であります。

4．貸借対照表に関する注記

（1）担保に供している資産及び担保に係る債務

金融機関からの借入金の担保に供している資産及びこれに対応する債務は、次のとおりであります。

① 担保に供している資産

現金及び預金	661百万円
関係会社株式	5,781百万円
関係会社出資金	1,718百万円
投資有価証券	633百万円
計	8,795百万円

② 上記に対応する債務

長期借入金	8,424百万円
計	8,424百万円

（注）上記のほか、長期借入金（一年内返済予定の長期借入金を含む）の担保として、株式質権第1号優先出資持分質権、第2号優先出資持分質権、匿名組合出資持分質権、預金債権質権が設定されております。

（2）有形固定資産の減価償却累計額

減価償却累計額	168百万円

（3）保証債務

債務保証

関係会社の借入金についての債務保証を行っております。

株式会社ダイヤモンドダイニング	808百万円
湘南レーベル株式会社	208百万円
計	1,016百万円

（4）関係会社に対する金銭債権債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額は、次のとおりであります。

短期金銭債権	0百万円
短期金銭債務	3百万円

5．損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引による取引高	
経営指導料（営業収益）	847百万円
受取配当金（営業収益）	111百万円
営業取引以外の取引高	
受取利息	145百万円
支払利息	2百万円
その他(営業外費用)	25百万円

6．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	338,751株	―株	―株	338,751株

7．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因は、繰越欠損金、株主優待引当金、貸倒引当金であります。

8．関連当事者との取引に関する注記

（1）親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

（2）子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	株式会社ダイヤモンドダイニング	100百万円	飲食・アミューズメント事業	所有・直接 100%	3名	役員の兼任 債務保証 資金の貸付	債務保証	808	－	－
							経営指導料の受入（注）4.	665	－	－
							資金の貸付（注）2.	14,068	関係会社短期貸付金	12,208
							資金の回収	12,159		
							利息の受取	130	－	－
子会社	株式会社バグース（注）4.	92百万円	飲食・アミューズメント事業	所有・直接 100%	1名	資金の貸付	資金の貸付（注）2.	2,408	－	－
							資金の回収	1,687	－	－
子会社	株式会社エスエルディー	48百万円	飲食・アミューズメント事業	所有・直接 42.9%	1名	役員の兼任 資金の貸付	資金の回収	1,050	－	－
							増資の引受（注）5.	800	－	－

属　性	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（百万円）	科　目	期末残高（百万円）
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	Diamond Dining International Corporation (注)６.	１百万ドル	飲食ﾌﾟﾛﾃﾞｭｰｽｹﾞﾝﾄ業	所有・直接 100%	１名	役員の兼任 債権放棄	債権放棄	590	－	－
子会社	Diamond Dining Singapore Pte.Ltd.	４百万シンガポールドル	飲食ﾌﾟﾛﾃﾞｭｰｽｹﾞﾝﾄ業	所有・間接 100%	１名	役員の兼任	支払利息	2	－	－
関連会社	株式会社ゼットン (注)７.	1,207百万円	飲食ﾌﾟﾛﾃﾞｭｰｽｹﾞﾝﾄ業	所有・直接 28.1%	なし	役員の兼任 資金の貸付	資金の回収	600	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．株式会社ダイヤモンドダイニング、株式会社バグース、株式会社エスエルディー及び株式会社ゼットンに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しています。

３．当社が子会社の経営管理を行っており、経営指導料は子会社の規模に基づいて決定しております。

４．株式会社ダイヤモンドダイニングは2021年10月１日付で株式会社バグースを吸収合併しております。上記の取引金額には、合併前の株式会社バグースとの取引金額が含まれております。

５．当社が株式会社エスエルディーの行った第三者割当を１株につき800,000円で引き受けたものであります。

６．Diamond Dining International Corporationについては、2021年８月16日付で株式を売却したことにより、関連当事者に該当しなくなったため、関連当事者であった期間の取引金額を記載しております。議決権の所有（被所有）割合及び期末残高には関連当事者ではなくなった時点での残高を記載しております。

７．株式会社ゼットンについては、2022年２月21日付で株式を売却したことにより、関連当事者に該当しなくなったため、関連当事者であった期間の取引金額を記載しております。期末残高には関連当事者でなくなった時点の残高を記載しております。また、議決権の所有（被所有）割合については、2022年２月20日時点のものを記載しております。

（３）役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

９．１株当たり情報に関する注記

（１）１株当たり純資産額　152円91銭

（２）１株当たり当期純損失　53円22銭